平成２７年（フ）第３２２号
奈良県大和郡山市白土町520番地　県住12―7
債務者　川内　　卓
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３２８号
奈良県大和郡山市若槻町30番地３
債務者　的羽　仁哉
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第５６７号
広島市中区国泰寺町２丁目２番17―402号
債務者　山田　恵子
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７２５号
東京都町田市小山ケ丘３―22―15　モンテヴェルデＮ―１　411、住民票上の住所広島市西区己斐中１丁目10番２―501号
債務者　西畠　　稔
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７２７号
広島市西区己斐中１丁目10番２―501号
債務者　西畠　勇二
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７７０号
広島市南区東雲本町２丁目15番12―402号、住民票上の住所広島市中区吉島西２丁目12番14号
債務者　岡峰　保彦
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１０号
福岡県久留米市城島町六町原261番地１
債務者　下坂　幸史
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第２０４号
鹿児島県鹿児島市西紫原町５番地４（なつみ荘203号）、申立時の住所鹿児島県日置市吹上町中原3524番地１
債務者　尾上　京子
1　決定年月日時　平成27年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１３２号
青森県三戸郡三戸町大字同心町字上川原６番地１
債務者　橋本　ミカ
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第１３５号
青森県八戸市青葉２丁目15番３号　コーポことぶき102号室、前住所青森県八戸市大字中居林字狐森８番地19
債務者　小清水和秋
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第５３号
秋田県北秋田市本城字中島73番地20、前住所秋田県北秋田市浦田字上岱25番地５
債務者　藤本　葉子
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第２６２号
山梨県甲斐市西八幡3798番地　花輪住宅５号
債務者　大山口真奈
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２４６号
三重県桑名市大字東方380番地１　修徳第２コーポ305号
債務者　畑中　加奈
1　決定年月日時　平成27年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２５４号
三重県四日市市川北１丁目５番23号　グリーンヴェールあさけ１Ｄ
債務者　伊藤　美花
1　決定年月日時　平成27年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２５５号
三重県四日市市小山町字西北野3209、住民票上の住所三重県四日市市別山１丁目1710番地
債務者　浜崎　英治
1　決定年月日時　平成27年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２５６号
三重県桑名市大字森忠447番地２
債務者　菊地史こと　朴　　福善
1　決定年月日時　平成27年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第５７８号
京都市山科区西野大鳥井町118番地118
債務者　鵜川富士一
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係